

2016年1月10日

兵庫県警察本部  
生活安全部  
迷惑防止条例改正プロジェクトチーム御中

特定非営利活動法人  
テクノロジー犯罪被害ネットワーク  
理事長 石橋輝勝  
〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号  
東西館ビル本館47号室  
電話&FAX 03-5212-4611

## 迷惑防止条例改正に当たっての提案の件

この度の兵庫県警察本部における迷惑防止条例改正にあたり、それがストーカー規制法を補完する内容に改めることにあることから、18年にわたりテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を調査研究してきた当 NPO テクノロジー犯罪被害ネットワークにとって、それは大いに関係するものであることから、以下提案致します。

### 米国における複数犯によるつきまとい

米国司法省によるストーカー問題に関する調査結果が公表されておりますが（2009年1月13日付『米国におけるストーキング被害（Stalking Victimization in the United States）』）、それによると2006年中に3,424,110名のストーカー被害者を確認し、そのうちの約6割（2,111,220名）が加害者を一人とし、3割強（1,066,100名）が二人以上と答えていることが記されております。更に加害者を3人以上と回答した者は446,800名で約13%となっております。米国のストーカー被害者の約3割が、加害者は複数と答えていることは重要で、それは日本でも同様と考えます。

### 日本における複数犯による組織的つきまとい

その理由は当 NPO の調査結果にあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被

被害者1200名を対象としたアンケート集計結果をみますと、人によるつきまとい788名(65.6%)、車によるつきまとい632名(52.6%)、オートバイによるつきまとい408名(34%)となっております。このことから出掛ける手段に拘わらずつきまといが行なわれていることが分かります。またそのつきまといは家の門を出るとすぐ行なわれることから監視行為がなければできないことでもあります。これについてアンケート調査結果では、盗聴されている796名(66.3%)、盗撮されている664名(55.3%)となっております。この移動媒体を問わないつきまといは入れ替わり立ち替わり行なわれることから組織的犯行と考えられます。そのため当NPOでは「不特定多数によるつきまとい」と表現してまいりました。米国司法省の調査はストーカー被害者全体に対するものですが、当NPOの調査はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者に対するものであります。そのため当NPOでは複数犯によるつきまといと迷いなく認識しており、それが嫌がらせ犯罪では集団性という特徴を形作っているためであります。このような不特定多数あるいは組織的つきまといを迷惑防止条例の改正で規制の対象とされるべきであります。

#### 米国と日本におけるつきまとい行為に伴うハラスメント行為

米国調査ではつきまとい行為にハラスメント行為が伴っていることが記されております。当NPOではつきまといに様々な嫌がらせが伴うことから、それら全体を「嫌がらせ犯罪」と称して、つきまといは嫌がらせ犯罪の一態様と捉えております。つきまといに伴うハラスメント行為として、米国では、嫌がらせ電話やメッセージ、嫌がらせの手紙やEメール、噂を広める、つけ回しやスパイ行為、あちこちに姿を現す、被害者を待ちぶせる、嫌がらせのプレゼントを置く等が書かれております。日本では、隣人の不審な動き(594名)、パソコンへの介入(510名)、電気製品の異常(504名)、家宅侵入(504名)、にらみつけ・つばはき等敵意ある態度(491名)、電気製品の誤作動(487名)、不審な言動(486名)、電話機の異常(469名)、警察の不審な動き(438名)、買い物時の不信な対応(427名)、うわさ(417名)、無言電話(399名)、仲間はずれ(378名)、TV/ラジオキャスターによる個人攻撃(376名)、車・オートバイ・自転車へのいたづら(374名)、職場での不審な動き(361名)、不審メール(301名)、罵倒(298名)、敷地内侵入(297名)、蛍光灯の点灯不良(282名)、郵便物の未着(249名)、家内での金品の紛失(213名)、脅迫(191名)、敷地内への物の投げ込み(186名)、家内での金品の移動(152名)、家内荒し(137名)、敷地内・周辺への死骸の投棄(129名)、敷地内・周辺への糞便の投棄(124名)、車の操作不能(101名)、車走行時異物による攻撃(86名)、敷地内荒し(84名)、

車のドアの開閉不良（78名）、家内への物の投げ込み（60名）、暴行（57名）、脅迫電話（46名）、ビラまき（46名）、強姦（27名）等が報告されております。つきまとい（ストーカー）行為に伴う上記嫌がらせ行為も迷惑防止条例の改正で規制の対象とされるべきであります。

### 恋愛感情に基づかないつきまといと嫌がらせ行為

米国司法省が公にしたストーカー被害者の約30%が複数の加害者を主張しており、それは当NPOがいう「嫌がらせ犯罪被害者」と近似していると考えます。米国で約60%を占めるストーカー被害者は恋愛感情に基づくストーカー行為でありハラスメント行為であると考えられ、その方々は相手を特定できる方々と考えます。果たして約30%の被害者はどうでしょうか。複数の人間からの恋愛感情に基づくストーカー被害者が100万人以上いるということは考えられないことでもあります。当NPO調査対象のつきまとい被害者は恋愛感情に基づかないものであると確信しております。そのためストーカー規制法の対象とされないまま今日に及びましたが、それを補完するという今回の迷惑防止条例の改正では対象とされるべきであります。

以上、迷惑防止条例改正に関して要望致しますが、高度情報化社会である今日発生しているつきまとい現象はそれだけでは説明できないものであります。当NPOが取り組んでいるもう一方の犯罪「テクノロジー犯罪」を知らなければ説明できないものであります。しかし難しくなりますので今回は割愛することに致しました。以上を今回改正される迷惑防止条例に取り入れて頂きますようお願い申し上げます。

以上

### 添付資料

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 『米国におけるストーキング被害』              | 1部 |
| 2. 上記補足資料                        | 1枚 |
| 3. NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークアンケート集計結果表 | 1部 |